

高速バス表示ガイドラインのイメージ

旅行商品販売サイト



高速ツアーバス事業
通報窓口へのリンク



高速ツアーバス運行
事業者リストへのリンク

旅行者

旅行商品提供情報の内容

- ①高速乗合バスと高速ツアーバス（募集型企画旅行）の別
- ②系統のキロ程（約〇〇km）
- ③交替運転者の配置計画
（例. 1名乗務／2名乗務）
- ④運行バス事業者名又は運行予定バス事業者リスト
- ⑤運行バス事業者が加入する任意保険（共済）の概要
（例. 「対人無制限」）
- ⑥事業者による自主的な安全対策
（例. 安全運行協議会の設置、バス車両へのふらつき注意喚起装置の設置等）

※現在、表示項目について業界団体と調整中

車体表示



✓企画実施会社
●●トラベル

✓運行貸切バス会社
■■観光バス

高速ツアーバスに係る安全運行協議会のイメージ

【概要】

- 旅行業者と貸切バス事業者との関係を「発注者と受注者の関係」から「両者が一体となってバスの運行の安全性向上に取り組む関係」へと改める。
- 旅行業者毎に設置し、恒常的に安全対策を実施する。
- 必要に応じ、走行ルート別の分科会を設けるなど実践的に運営する。

(取組例)

- ・ 安全運行のための会議を定期的開催
- ・ 旅行業者から貸切バス事業者に対する、安全情報、法令改正、高速道路通行止め等の情報の電子メール等による提供
- ・ 運行管理者や指導運転者を対象とする勉強会の開催
- ・ 旅行業者スタッフによる貸切バス事業者の訪問調査(法令等の遵守状況をチェック)と改善提案
- ・ 旅行業者スタッフによる高速道路のSA・PA、ターミナルでの実地調査(降車時の旅客の誘導状況の現場確認等)と改善提案

- 高速ツアーバス業界横断的かつ地域毎に安全対策を実施する場合には、別途、地方運輸局毎に設置する協議組織を活用する。

